

修学奨励金貸付の御案内

本県では、勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、県内の高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に対して、修学奨励金の貸付を実施しています。

1 概要

修学奨励金の貸付

区分	定時制課程	通信制課程
貸付月額	14,000円	14,000円
貸付期間	貸付を受けた月数を通算して4か年以内	
貸付利息	無利子	
貸付の対象者（要件）	単位	① 4年間で卒業できる学習計画を有していること ② 年間履修単位数が18単位以上であること ③ 2年次生は14単位以上、3年次生は28単位以上修得していること。4年次生については、42単位以上修得し、当該年度に卒業が見込まれること
	収入上限	独立して生計を営む場合 年額279万円以下 独立して生計を営まない場合 世帯全員の年間所得がその世帯の世帯員のうち所得税法上の扶養親族でないものに係る非課税限度額の192%以下
	収入下限	46万円以上 (ただし、中学卒業後すぐに入学した生徒については、34万5千円以上)
	就労状況	年間90日以上就労
	学校推薦	学校の長の推薦を受けていること
	年齢	60歳未満
	併給禁止	広島県高等学校等奨学金を受けていないこと 高校生等奨学給付金を受けていないこと
貸付返還	① 貸付の要件を喪失したとき ② 貸付を辞退したとき ③ 貸付の休止期間が通算して3年に達したとき	
返還免除	① 卒業したとき ② 高等学校卒業程度認定試験規則に基づく認定試験合格者となったとき ③ 在学中に死亡し、又は心身の故障のため退学したとき ④ 心身の故障以外の理由で退学した後死亡し、又は心身の故障により返還できなくなったとき	

2 申請の受付

申請の受付は、各高等学校で行います。
(受付時期等については、学校からお知らせします。)

3 その他

- 申請者が多い場合は、要件に該当する場合であっても、貸付の対象とならないことがあります。
- 申請には、申請事由に応じた証明書類の添付が必要となります。
- 年度毎に、募集・決定を行うものであり、卒業までの貸付を確約するものではありません。
- 令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、修学奨励金の貸付の対象者（要件）のうち、収入下限の収入額及び就労状況の年間就労日数等について要件を緩和する特例的な措置を設けています。令和5年度においても、この特例的な措置を継続しています。

不明な点があれば、各学校又は広島県教育委員会事務局教育支援推進課
企画調整係【電話(082)513-4886】へお問い合わせください。